

裁決書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成30年8月22日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年8月15日付けで行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成25年8月2日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年6月27日、処分庁は年金の改定に伴い、収入認定の額を変更する処理を行った。
- 3 平成30年8月15日、処分庁は請求人の年金に係る収入認定誤りが判明したため、同日付けで、処分庁は請求人に対し、[REDACTED] 第[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定1」という。）、[REDACTED] 第[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定2」という。）及び[REDACTED] 第[REDACTED]号による保護変更決定（以下「本件変更決定3」といい、本件変更決定1、本件変更決定2及び本件変更決定3を合せて「本件決定」という。）を行い、通知した。

4 平成30年8月22日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

2月分しかさかのばらないのは不当である。

(2) 審理員が、平成30年11月8日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

つうちょうのきちょうをしろというべきだ。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 本件変更決定1通知書には、「1 保護変更 平成30年6月1日」、「4 保護決定理由 年金収入認定額を変更します。」、「今回支給額 10,072円」との記載がある。

イ 本件変更決定2通知書には、「1 保護変更 平成30年7月1日」、「4 保護決定理由 年金収入認定額を変更します。」、「今回支給額 10,072円」との記載がある。

ウ 本件変更決定3通知書には、「1 保護変更 平成30年8月1日」、「4 保護決定理由 年金収入認定額を変更します。」、「今回支給額 10,072円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年10月25日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

- (ア) 平成25年8月2日 平成25年6月1日よりA実施機関にて保護を受給していたが、転居相談なく処分庁管内へ転居したため平成25年8月1日付けA実施機関保護廃止、引き続き生活に困窮するため、処分庁にて保護開始。当時61歳。新国民厚生年金及び国家公務員共済年金を受給していたため、8月2日付け手持金にて認定、9月1日付け収入認定を行う。
- (イ) 平成29年1月18日 2月に65歳到達するため年金額の変更にかかる通知の提出指示。
- (ウ) 平成29年4月11日 年金額の変更にかかる通知の提出指示に応じ、請求人より年金振込通知書(平成29年4月分)・国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書の提出を受ける。
- (エ) 平成29年5月16日 請求人へ年金受給額変更について確認。請求人が年金機構に確認したところ金額はわからない、と言われたため6月15日に通帳記帳して持参する、とのことであった。
- (オ) 平成29年6月23日 請求人より収入申告書の提出を受ける。
- (カ) 平成29年6月27日 請求人から提出を受けた収入申告書及び通帳の写しに基づき、年金収入認定。
- (キ) 平成29年7月12日 請求人来所。年金収入認定により自分で計算するのが難しいので生活保護費だけにしてほしいとの訴え。保護費だけにすることはできない旨を説明、年金額と保護費の金額について説明し、請求人了承。
- (ク) 平成29年9月7日 年金法定免除の手続きができていない期間があることが判明。手続きを年金嘱託へ依頼。
- (ケ) 平成30年4月24日 年金調査完了。
- (コ) 平成30年6月14日 家庭訪問員による定期訪問。収入申告書受理。
- (サ) 平成30年8月10日 請求人より提出を受けた収入申告書の確認(提出分について順次確認)をしたところ、処分庁での認定額と年金受給額に差異があることから年金機構及びB銀行(年金受給口座)へ29条照会発送。

(シ) 平成30年8月15日 請求人からの収入申告書に基づき年金収入認定額の変更（平成30年6月以降分）。

(ス) 平成30年8月20日 年金認定額変更に伴う保護費の追加支給分受け取りのため請求人来所。通帳を持参したため写しを受理。8月15日に認定した額とは異なる額が入金されていることを確認したため、再度追加支給を行う旨を請求人へ説明する。平成30年5月以前の差額についても追加支給すべきではないのか、と問われたため、処分庁より遡及して支給を行えるのは2か月前までであることを説明し、本件決定に不服がある場合については審査請求を行うことができる旨を説明する。

(セ) 平成30年8月22日 請求人からの収入申告書及び通帳入金額を確認のうえ年金収入額の変更（平成30年6月分以降）。

(ソ) 平成30年8月31日 定例分保護費及び年金認定額変更に伴う保護費の追加支給分受け取りのため請求人来所。

イ 本件決定の正当性

(ア) 処分庁において、請求人に対して年金受給額変更にかかる通知等の提示を再三指示しており、請求人からの提示を受けた収入申告書および挙証資料にて収入認定を行わざるを得ず、平成29年4月以降保護費決定通知書にて年金の収入認定額については通知しており請求人は年金の収入認定額と年金受給額に差異があることを知る機会はあったが、請求人からの問い合わせや収入申告等はなかった。

(イ) 平成30年5月以前分の年金の収入認定額の変更に伴う保護費の遡及変更については「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）に次のとおり記載があるため、追加支給することは妥当ではないと判断する。

生活保護制度は、現在の生活困窮に対応するための制度であるという基本的考えに基づき、「最低生活費の遡及変更の限度は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」（問答集問13-2）

(ウ) 以上のとおり処分庁が行った本件決定には何ら違法性は認められないため、棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年1月18日付けのケース記録票には、「年金額変更（65歳到達）の通知が届いたら連絡が欲しいと伝えていたところ「届いている」との報告の入電があったため、14：00に家庭訪問を実施した。（中略）請求人が「届いている」といった年金の決定通知書は処分庁が必要とするものではなかったので、次に何か届いたら連絡するようにと伝えて面談を終了した。」との記載がある。

イ 平成29年4月6日付けの国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書には、「合計年金額（年額）0円」、「決定・変更年月 29年3月」、「決定・変更理由 65歳に到達されたため、今までの特別支給の老齢厚生年金を受け取る権利が終了しました。（65歳以降は請求により、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取ることができます。）」との記載がある。

ウ 平成29年4月11日付けのケース記録票には、「今年2月に満65歳に到達したため、年金関連の郵便物が届いたら連絡するよう求めていたところ、入電があったので本日の家庭訪問を実施した。見せられた通知書においては29年4月の受給額に変更がないことは確認できたが6月以降の受給額は判明せず、しかし変更されると思われるため6月の年金の入金があれば通帳を見せに来るよう求めると、請求人は「6月に見せに行きますわ」と答えた。」との記載がある。

エ 平成29年5月16日付けのケース記録票には、「満65歳到達につき年金受給額の変更が見込まれているが、関係書類が届いているかを訊いたところ、「年金機構に電話して訊いたら「6月に入る分から変わるけど金額は判らない」と言われた。6月15日に記帳して処分庁に持っていきますわ」との回答だった。金額が判る書類は届いていないとのことだった。」との記載がある。

オ 平成29年6月23日に処分庁が受理した収入申告書には、「コウセイ年金 84,122円、キョウサイ年金 732円、国家コウムイン年金 1,446円」との記載がある。また、B銀行の通帳の写しには、入金額として、「29.4.14 シンコクミンコウセイ 1,536」、「29.4.14 コツカコウムインキヨウサイクミアイ 723」、「29.6.15 シンコクミンコウセイ 84,122」との記載がある。

カ 平成29年6月28日付けのケース記録票には、「年金収入に変更があったとして通帳を持参する。これを受け、（中略）平成29年6月より年金収入認定額を42127円に変更する。6・7月分保護費過支給額合計79604円を8月以降

の保護費から8回で減額調整する。(中略)請求人より年金調査の委任状の提出があつたため、法定免除手続きが出来ているかどうかの調査を年金嘱託に依頼する。」との記載がある。

キ 平成29年6月29日付けの同年6月分の保護決定調書には、「決定理由 年金額に改定があつたため、同年6月より年金収入認定額を42127円に変更した場合の6月分保護費過支給額39802円を8月以降の保護費から8回で減額調整する。」との記載があり、年金の収入充当額として、42,127円の記載がある。

ク 平成29年9月6日から実施した年金ケース検討表には、同年10月19日に年金事務所に確認した事項として、「年金額 約336,384、各期 約56,064」との記載がある。

ケ 平成30年6月14日に処分庁が受理した収入申告書（高齢者用）には、年金収入として、「12/15 49,463円、2/15 49,468円、4/13 57,379円」との記載がある。

コ 平成30年8月10日付けのケース記録票には、「年金の受給額について確認を行うため、年金機構・B銀行の口座についても29条照会を行う。」との記載がある。

サ 平成30年8月15日付けのケース記録票には、「29年4月より年金の収入認定額に誤りがあることが判明したため、現在算定書入力が可能である6/1付でその他収入認定額を変更する。通帳入金額を確認するため、請求人へ架電するもつながらず、現在年金機構、入出金明細を取り寄せているが届いておらず、6月分の年金収入額を確認できる証拠資料がないため、本日においては4月分の年金受給額を算定根拠とし次の通り認定する。

6/1付け 年金収入 31,989円

7/1付け 年金収入 31,989円

8/1付け 年金収入 31,989円

これにより生じた差額については当月随時払とする。なお、請求人に年金受給している通帳を提示するよう指導するものとする。」との記載がある。

シ 平成30年8月15日付けの同年6月分の保護決定調書には、「決定理由 年金収入認定額を変更します。」との記載があり、年金の収入充当額として、「31,989円、66円、合計32,055円」の記載がある。また、同年7月分、8月分及び9月分についても同様の記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び適用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 局長通知第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遅延変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遅延する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

2 本件決定について

(1) 年金収入の誤認定について

処分庁は、請求人の年金収入認定額に誤りのあることが平成30年8月に判明したため、前記理由（6）により、発見月の前々月である平成30年6月に遡り、同月分以降の保護費について追加支給するという本件決定を行ったことが認められる。

また、処分庁は、請求人から年金受給額変更に係る通知等の提示がなく、収入申告書及び初回支給月（平成29年6月）の通帳の入金額により認定せざるを得なかつたものであり、請求人は、年金の収入認定額と受給額に差異があることについて保護決定通知書により知る機会はあったが、請求人から問い合わせ等はなかつたと主張している。

(2) 処分庁の瑕疵について

しかしながら、請求人が主張するとおり、次回支給月（平成29年8月）の通帳記帳の提出を求めるこことにより、処分庁は、年金受給額を確認することができたはずである。また、処分庁は、請求人の年金加入期間に関する調査を行っており、平成29年10月の時点で、年金事務所から請求人の各期における年金受給額を把握していることが認められる。さらに、請求人が平成30年6月14日に提出した収入申告書には、平成29年12月から平成30年4月までの年金受給額が記載されており、収入認定額より少額であることが認められる。以上から、請求人の年金収入認定額の変更処理が平成30年8月まで遅れたことについて、処分庁にも瑕疵があると認めざるを得ない。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人の平成29年8月分以降の年金収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかつた保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国

家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることが考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

（3）まとめ

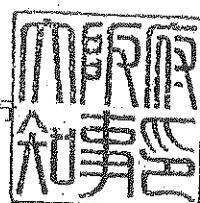
これらを踏まえると、前記理由（3）（4）に規定されている、請求人の年金の実際の受給額を確認するための調査等は十分であるとはいはず、このことにより、平成29年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成30年6月分以降の保護費の不足分のみ遡及支給を行っている点で、本件決定には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月26日

審査庁 大阪府知事職務代理者
大阪府副知事 竹内 廣行



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消

しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求すること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求すること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

